

武田薬品研究所用下水道管費用の支出差止 住民訴訟事件の公正な判決を求める要請

藤沢市が住民との協定に違反し、武田薬品工業の巨大バイオ研究所の危険な排水を公共下水道に受け入れる事に反対して、平成21年9月に住民が起こした訴訟が、この10月に判決を迎えます。

民主主義の基本である信頼と約束に基づいた地域住民との協定や、武田薬品を含む50社余りの企業との協定を踏みにじり、工場排水よりも危険な研究所排水の公共下水道受け入れを認めることは、先人が築いてきた公害防止策を取り外すことを意味しています。江の島や湘南の海が汚染され、取り返しのつかない事態を引き起こす可能性があります。

協定書は下水道法第10条ただし書きに基づき、下水道法より更にきつい規制によって公害を防止しようとする下水道法の上乗せ条項に従ったものです。

裁判官の皆さまには、公害防止という観点に立ち、過去の公害事件の悲惨な結果も踏まえ、子や孫にも誇れる公正な判決を言い渡していただくよう、お願い申し上げます。

住所

氏名

【私の一言】

神奈川 県 横浜市 中区 日本大通 九番地

横浜地方裁判所

第1民事部 (21) 行ウ 第59号事件)

2 3 1 8 5 0 2
裁判長 佐村浩之様

裁判官 西村政一様

裁判官 安藤瑠生子様